

意見書

2014年9月1日
国立大学法人 東京医科歯科大学
飯田香緒里

本委員会の議題「職務発明制度の見直しに係る具体的な制度案の検討上の論点」に示される論点④について、見解を述べさせていただきます。

大学等から生まれる発明に対しては、法人原始帰属にそぐわないことが多く、したがって、もし職務発明が原始的に法人に帰属する制度に改正される場合でも、少なくとも大学等には一律的に当該制度を適用しないことを希望する旨の意見書が、医学系大学産学連携ネットワーク協議会から提出されている（2014年6月18日）。

大学及び公的研究機関等（以下、「アカデミア」という）の発明の特性を踏まえ、論点④については、アカデミアの実情に応じた弾力的な運用は必要であるが、それが研究者の発明意欲への悪影響、イノベーションの阻害、実務の混乱を招くようなものにならないことを強く希望する。

仮に、大学等の適用除外制度の在り方について、「職務発明は法人に原始的に帰属するものとし、それを望まない法人のみ、契約や内部規程を定めて、研究者原始帰属とする」という制度となった場合に想定される懸念は次のとおりである。

1. 所属する機関によって、職務発明の取り扱いが法人帰属と研究者帰属となる等の差が生じることは、研究者の特有の事情（研究者の流動性の高さや、雇用状態にない学生等が発明者になる、兼務が存在する）にそぐわなくなり、知財を十分に活かさない状況に陥る可能性が生じる。

2. アカデミアでは、各々の研究者の自由意思に基づき研究がなされ、学術発表がなされている。現状において、大学等機関が当該発表を制限することはないが、もし仮に法人原始帰属とする制度となると、出願前の研究成果の発表の時期を所属機関がコントロールできることとなる。このことは、大学に求められる学術発表の重要性を否定することになりかねない。

3. アカデミアの発明は革新的なものが多く、直近の実用化にはただちに結びつかない。従って、出願の要否の判断基準は、産業界のそれと大きく異なる。仮に法人帰属となると、研究者が自由意思に基づき行ってきた研究の目的を無視し、機関

の独断で技術移転等を行なう可能性もでてくる。このことは、学問の自由を阻害する危険性も想定される。

4. アcademiaの中には、大学、公的研究機関以外にも、病院、公設試験場、自治体系の財団等、多様な規模の機関が存在する。その中には、知財に関する規程等の整備が十分ではない機関も少なくない。法人原始帰属とすることは、Academiaの知財環境が標準化されていない現状下で、研究者帰属にすることができない機関が発生する可能性が残り、現行法よりも不便となる可能性がある。

なお、法人原始帰属については、それを希望する産業界の立場を否定するものではなく、またAcademiaにおいても契約に基づき産学連携研究、大型の公的研究費等を用いて行なわれる研究から生じる発明については、むしろ法人原始帰属とすることが好ましいとさえいえる。しかしながら、上記の通りAcademiaは、自由意思に基づき創出される発明を取り扱い、自ら使用しない立場であるゆえ、特有の事情が存在する。Academiaによる技術イノベーションの創出が阻害されることにならないような制度設計を希望する。

以上